

諮詢序：厚生労働大臣

諮詢日：令和6年7月25日（令和6年（行個）諮詢第121号）

答申日：令和7年12月17日（令和7年度（行個）答申第156号）

事件名：本人に係る特定公共職業安定所の相談記録の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」という。）に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮詢庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の7欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年4月10日付け広労発安0410第1号により広島労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

（略）入社以来特定年月Aまで特定機関や職業センター、ハローワークの支援やサポートを受けながら就労して参りました。

しかし入社当初より会社から数々の嫌がらせを受け、その都度特定機関にメールで報告しSOSを出していました。時にはハローワークや労働局などにも相談致しました。ところが（原文ママ）、特定機関はことごとく私のSOSを無視し続け全ての原因を私の（略）のせいにしてきました。

一向に問題を解決出来ないことから特定機関ともトラブルになり、事実上特定年月Aに特定機関の方から一方的に支援を打ち切られるまでに至りました。それまでにも会社は、今までの職歴で痛めた手首や首、腰を使った仕事を指示てくるようになり、最終的には仕事すらも与えられず掃除を勧奨されるまでになりました。その結果、特定年月B上旬以降、私は心身共に傷付き、全く出社出来なくなりました（退職届等は出

しておりません）。

私は会社と特定機関（必要であれば他の機関も含む）を相手取り訴訟を起こす決意を固めました。私の言動の裏付けを取りたいと思いハローワークに出向き自分自身の行動を確認しました。そのときはまだ情報開示請求が必要だと認識しておりませんでした。当時対応された職員も同じ認識だったのかは分かりませんが、色々と伝えられた情報の中で、私の上司が私に無断でハローワークに電話していることを告げられ驚きました。その日付を基に調べてみると、私がかつてやっていた仕事を誰が担当しているのか調べていた時期でした。私の担当業務がいつの間にか別の社員に振られていて、私はその前年から「仕事が廻って来ない」と上司に訴えていたのです。

私の上司がどういう経緯でハローワークに電話し、私の記録簿にどういう内容が記載されているのかとても不安になりました。今まで会社から嫌がらせを受けて来た影響が多分にあるため、私がことごとく仕事が出来ないかのような一方的な報告がなされている可能性もあり、訴訟を起こすに際し裁判で焦点とも成り得る部分ではないかと認識するようになりました。たとえそうでなくとも上司が電話した時期は、私が誰からも支援・サポートを受けられなくなって孤立させられた後からなので、上司のハローワークへの電話はあくまで一方的なものであり、誰からも事後報告を受けていないことからして、私が一方的に不利益を被る（または既に被った）可能性があります。ハローワークに出向いてなければ全く知り得ることが出来ませんでした。

そこでこの度上記の機関全てに対し私の情報開示を請求した次第です。その中のハローワークへの情報開示請求に対し「部分開示」という状態で労働局から情報開示を受けました。しかし問題の部分はやはり黒塗りになっており、このままではまともに争えないと思いました。黒塗りということは私の個人情報以外の内容と思われますが、記載している人は公平・中立的立場であるはずの公務員です。裏を返せばそれは「客観的な視点に立った記載」でもあるはずで、裁判では重要な証拠にも成り得るものだと認識しております。また、前述で「前年」と記載したその時期に、私のあざかり知らない（ハローワークに電話や訪問をしていない）日付で数日間に渡り何かが行われた記載があり、そこも全面黒塗りのため当然何が行われていたのか全く分かりません。そもそも誰からも支援・サポートを受けられず孤立させられた後になって、当事者の私に何の連絡もせずに裏で何かを行うこと自体が異常であり異様です。ハローワークからの事後報告等もなく、行われた内容如何によっては私が不利益を被った可能性も否定出来ませんし今後の裁判で潜在的に不利になる可能性もあります。

裁判はあくまで公平・中立でなくてはなりません。そのためにはやはり、職員のID部分を除いた黒塗り部分を全て開示して頂く必要があると思います。何卒、上記審査請求の趣旨理由をご理解頂き、当該書面の全部開示をして頂きますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

(2) 意見書（資料略）

この度の審査請求に至った経緯は令和6年4月25日付の「審査請求の趣旨及び理由」に記した通りですが、具体的な関係状況を「私と〇〇（相手方）」という形式で説明致します。

（略）

会社は、上記の処分前後に一切私の言い分をヒアリングや調査をしておりません。私はそんな状況下で突然不当に「特定処分」を受けました。上司との面談日時および面談内容、支援者が記録している内容記録日、会社の「特定書」の作成日および「特定処分」日には近接した整合性があり、支援者ら（特定職業センター、特定ハローワーク）がこの「特定処分」に加担している可能性を指摘致します。また特定機関に付いても黒塗り部分の中に事業者名や担当者名（略）の記載があれば、他の支援者と同様に加担している可能性があります。

私はこの不当な「特定処分」のせいで極度の人間不信に陥り多大な精神的苦痛を被りました。また、過去の職業（特定職）で負った身体的故障を悪化させられる仕事（略）も一人でさせられていたせいで特定疾病を更に悪化させられ、特定年月日Cを最後に出社出来なくなりました。現在は裁判の準備をすべく証拠などを整理しておりますが、あまりの体調不良（略）で寝込む日も多く、なかなか進んでおりません。円滑な裁判進行と事件の全容解明のためにも開示書類の全部開示を宜しくお願ひ申し上げます。

第3 質問庁の説明の要旨

質問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分を反映済み。）。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和6年3月8日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）に係る開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が令和6年4月10日付け広労発安0410第1号により、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同月25日付け（同月26日受付）で本件審査請求を提起した。

2 質問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分で不開示とした部分のうち、一部につ

いては新たに開示し、その余の部分については不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、別紙の2に掲げる保有個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

別表の文書1⑯、文書2①、③ないし⑥、⑫、⑯、⑰、⑲、⑳及び文書3②ないし⑦、⑨ないし⑪、⑭、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉖、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名が含まれているから、法78条1項2号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法78条1項3号イ該当性について

別表の文書1⑧、文書2①、③・④、⑥、⑫、⑯、⑰、⑳、㉔及び文書3②ないし⑥、⑧ないし⑩、⑭、⑯、㉖、㉘、㉚、㉜、㉙、㉛、㉝の不開示部分には、事業所又は事業主からの聞き取り情報が含まれており、これらの情報を開示した場合、当該事業所等の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法78条1項3号イに該当する。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性について

また、別表に掲げる文書①⑥、⑯・⑰、文書②②、⑤・⑥、⑮、⑯、
⑰及び文書③①、③、⑤、⑦、⑨、⑪、⑯、⑯、⑰ないし⑰、⑯、
⑯、⑯、⑯、⑯、⑯、⑯は、国の機関が行う相談事務に関する情報であり、当該情報を開示することにより行政の対応方法が明らかとなり企業との調整業務等に支障を及ぼすおそれがあり、また、事業主や相談機関による事実確認等に係る任意の協力を妨げ、障害者の職業相談・職業紹介等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、当該箇所については、法78条1項7号柱書きに該当

する。

エ 小括

上記アないしウのとおり、別表の文書1ないし文書3においては、法78条1項2号、同項3号イ、同項7号柱書きに該当する情報が含まれているから、当該情報は不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

ア 別表の文書1①・②、⑤、⑫ないし⑭、文書2⑯、⑰、⑲・⑳、文書3⑫・⑬、⑮・⑯、⑳、㉑、㉒の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる氏名が含まれているが、当該情報は相談場面で審査請求人本人より発言のあった氏名等であり審査請求人が明らかに承知している情報であるから、法78条1項2号ただし書きイに該当する。

イ また、別表に掲げる文書1③・④、⑦、⑨ないし⑪の不開示部分には、法人名が含まれているが、当該情報は本人が持参又は持ち帰った求人票に記載の内容であり、審査請求人が明らかに承知している情報であるから、法78条1項3号イ及びロに該当しない。

ウ さらに、別表に掲げる文書2⑧及び⑯は審査請求人からの申請に対する認定をした旨について、同文書2⑩及び⑳は審査請求人からの申し出により管轄安定所を変更した旨についての記載である。これらの情報は、審査請求人が明らかに承知している情報であって、法78条1項各号に掲げる不開示情報に該当しない。

エ 加えて、別表に掲げる文書3⑳は本人からの発言内容であって法第78条1項各号に掲げる不開示情報に該当せず、また、別表に掲げる文書2⑦及び⑨についても法第78条第1項各号に掲げる不開示条項に該当しない。

オ 小括

上記アないしエのとおり、文書1ないし文書3において、法78条1項2号ただし書きイに該当する情報並びに同項3号イ及びロ等の不開示情報に該当しない情報については、新たに開示するのが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分の不開示部分について一部を開示し、その余の部分については不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和6年7月25日 | 諮詢の受理 |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受 |

③ 同年 8 月 13 日	審査請求人から意見書及び資料を收受
④ 同月 30 日	審議
⑤ 令和 7 年 9 月 29 日	委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑥ 同年 11 月 10 日	諮問庁から補充理由説明書を收受
⑦ 同年 12 月 10 日	審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法 78 条 1 項 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち、ハローワークシステムの担当者 ID を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解され、諮問庁は、本件不開示部分のうち、一部を新たに開示するとし、その余の部分（別表の 4 欄に掲げる部分。以下「本件不開示維持部分」という。）については、不開示を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の 7 欄に掲げる部分）

通番 31、通番 33 及び通番 45 の別表の 7 欄に掲げる部分は、審査請求人の行動等に関する記載であり、審査請求人にとって既知の事実及び容易に推認できる事実関係である。

これを開示しても、審査請求人以外の特定の個人は識別されず、また、公共職業安定所の行う職業相談・職業紹介・職場定着支援等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすものとは認められない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 7 欄に掲げる部分を除く部分）

ア 法 78 条 1 項 2 号該当性について

通番 3 の不開示維持部分は、就労支援を行う関係機関の職員名が記載されている。当該部分は、法 78 条 1 項 2 号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当し、当該職員は公務員ではないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法 79 条 2 項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 78 条 1 項 2 号に該当し、不開示とす

ることが妥当である。

イ 法78条1項3号イ該当性について

(ア) 通番2の不開示維持部分は、相談記録の一部であり、事業所の電話番号が記載されている。当該部分は、審査請求人が持ち帰った求人票に記載されているものと考えられ、当審査会事務局職員をして、この点を諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、i) 当時の求人票については、本件の開示請求がされた時点で保存期限が満了しており、当該求人票は保管されていないことから、相談記録に記載されていた事業所の電話番号が、当該求人票に記載されていた電話番号と一致するものか確認できなかった、ii) 当該事業所のホームページも確認したが、当該電話番号は記載されていなかった、との説明があった。

上記諮問庁の説明に不合理な点はないところ、当該電話番号を開示すると、当該事業所の業務遂行に支障を来すおそれがあり、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番6、通番8、通番9、通番12、通番14、通番15、通番19、通番21、通番23、通番25、通番27、通番29、通番30及び通番38の不開示維持部分は、特定事業所及び就業支援を行う関係機関が把握している審査請求人の就業状況等に関する具体的な情報が記載されている。当該部分には、それぞれの業務運営上の内部情報が含まれており、これを開示すると、当該事業所や関係機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項3号イに該当し、各通番(通番25を除く。)の5欄に掲げるその他の不開示事由(同項2号)について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法78条1項7号柱書き該当性について

通番1、通番4、通番5、通番7、通番10、通番11、通番13、通番16ないし通番18、通番20、通番22、通番24、通番26、通番28、通番31ないし通番37(別表の7欄に掲げる部分を除く部分)及び通番39ないし通番47(別表の7欄に掲げる部分を除く部分)の不開示維持部分は、特定公共職業安定所が、特定事業所及び就業支援を行う関係機関から聴取した審査請求人の就業状況に係る具体的な内容、特定公共職業安定所の対応方針等が記載されている。

当該部分は、これを開示すると、事業所及び就業支援を行う関係機

関が対象者の就業状況に関する率直な説明や所見を述べにくくなることで、対象者の正確な就業状況を把握することが困難になるなど、公共職業安定所の行う職業相談・職業紹介・職場定着支援に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、各通番（通番1、通番4、通番5、通番7、通番13、通番18、通番32、通番34、通番36、通番42及び通番46を除く。）の5欄に掲げるその他の不開示事由（同項各号）について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の7欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号及び7号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

- 1 本件請求保有個人情報（下記文書に記録されている保有個人情報）
特定年月から、特定公共職業安定所の専門相談部門において、職業相談を行った際に作成された相談記録
- 2 本件対象保有個人情報
審査請求人が特定年月から、特定公共職業安定所専門相談部門において相談を行った際の相談内容を記録した求職管理情報
文書1 相談記録（紙記録分）
文書2 相談記録（ハロシスデータ）
文書3 補足情報（ハロシスデータ）

別 表

1 文 書 番 号	2 対 象 文 書 名	3		4 不開示維持部分	5 法78条 1項各号 該当性	6 通 番	7 4欄のうち 開示すべき 部分
		頁	番 号				
文 書 1	相談記録(紙記録分)	2	⑥	・記事欄 16行目1文字目ないし20行目最終文字	7号柱書き	1	—
			⑧	・記事欄 24行目4文字目ないし11文字目	3号イ	2	—
		4	⑯	・事項欄 2行目5文字目及び6文字目	2号	3	—
			⑰	・記事欄 1行目1文字目ないし6行目最終文字	7号柱書き	4	—
		5	⑯	・記事欄 11行目1文字目ないし12行目最終文字	7号柱書き	5	—
			⑰	No.4 項目内容欄 全て(左側の「コメント」の文字部分を除く。)	2号、3号イ	6	—
文 書 2	相談記録(ハロシスデータ)	2	①	No.7 項目内容欄 2行目11文字目ないし3行目最終文字	7号柱書き	7	—
			②	No.8 項目内容欄 全て(左側の「コメント」の文字部分を除く。)	2号、3号イ	8	—
		3	④	No.10 項目内容欄 全て(左側の「コメント」の文字部分を除く。)	2号、3号イ	9	—
			⑤	No.11 項目内容欄 全て(左側の「コメント」の文字部分を除く。)	2号、7号柱書き	10	—
		6	⑥	No.12 項目内容欄 全て(左側の「コメント」の文字部分を除く。)	2号、3号イ、7号柱書き	11	—

		9	⑫	コメント欄 全て	2号、3 号イ	1 2	—
		1 2	⑯	コメント欄 1行目31文字目ない し2行目最終文字	7号柱書 き	1 3	—
		1 3	⑰	コメント欄 全て	2号、3 号イ	1 4	—
		1 5	㉐	コメント欄 全て	2号、3 号イ	1 5	—
		1 6	㉒	コメント欄 全て	2号、7 号柱書き	1 6	—
		1 7	㉔	コメント欄 全て	2号、3 号イ、7 号柱書き	1 7	—
文 書 3	補足情報 (ハ ロシス データ)	1	①	No. 1 項目内容欄 全て(左側の「コメン ト」の文字部分を除 く。)	7号柱書 き	1 8	—
			②	No. 2 項目内容欄 全て(左側の「コメン ト」の文字部分を除 く。)	2号、3 号イ	1 9	—
			③	No. 3、4 項目内容欄 全て(左側の「コメン ト」の文字部分を除 く。)	2号、3 号イ、7 号柱書き	2 0	—
			④	No. 5 項目内容欄 全て(左側の「コメン ト」の文字部分を除 く。)	2号、3 号イ	2 1	—
			⑤	No. 6 項目内容欄 全て(左側の「コメン ト」の文字部分を除 く。)	2号、3 号イ、7 号柱書き	2 2	—
			⑥	No. 7 項目内容欄 全て(左側の「コメン ト」の文字部分を除 く。)	2号、3 号イ	2 3	—
			⑦	No. 8 項目内容欄 全て(左側の「コメン ト」の文字部分を除 く。)	2号、7 号柱書き	2 4	—

		2	⑧	No. 5 項目内容欄 全て	3号イ	2 5	—
		⑨	No. 6 項目内容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	2号、3 号イ、7 号柱書き	2 6	—	
		⑩	No. 7 項目内容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	2号、3 号イ	2 7	—	
		⑪	No. 8 項目内容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	2号、7 号柱書き	2 8	—	
		⑭	No. 13 項目内容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	2号、3 号イ	2 9	—	
	3	⑯	No. 13 項目内容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	2号、3 号イ	3 0	—	
	3	⑰	No. 15、16 項目内 容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	2号、7 号柱書き	3 1	No. 15 項目内容 1行目ない し3行目1 3文字目	
	3	⑲	No. 17 項目内容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	7号柱書 き	3 2	—	
	4	㉑	No. 15、16 項目内 容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	2号、7 号柱書き	3 3	No. 15 項目内容 1行目ない し3行目1 3文字目	
	4	㉒	No. 17 項目内容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	7号柱 書き	3 4	—	

		(23)	No. 20 項目内容欄 全て（左側の「コメント」の文字部分を除く。）	2号、7 号柱書き	3 5	—
5	(24)	コメント欄 全て	7号柱書 き	3 6	—	
6 ～ 8	(26)	コメント欄 全て	2号、3 号イ、7 号柱書き	3 7	—	
9	(28)	コメント欄 全て	2号、3 号イ	3 8	—	
1 0	(30)	コメント欄 全て	2号、3 号イ、7 号柱書き	3 9	—	
1 1	(32)	コメント欄 全て	2号、3 号イ、7 号柱書き	4 0	—	
1 2	(34)	コメント欄 全て	2号、7 号柱書き	4 1	—	
1 6	(39)	コメント欄 9行目23文字目ない し14行目最終文字	7号柱書 き	4 2	—	
1 7	(41)	コメント欄 全て	2号、3 号イ、7 号柱書き	4 3	—	
1 8	(43)	コメント欄 13行目27文字目な いし15行目最終文字	2号、7 号柱書き	4 4	—	
1 9 、 2 0	(45)	コメント欄 全て	2号、7 号柱書き	4 5	19頁のコ メント欄 1行目ない し2行目1 3文字目	
2 1	(47)	コメント欄 全て	7号柱書 き	4 6	—	
2 4	(52)	コメント欄 全て	2号、3 号イ、7 号柱書き	4 7	—	

(注) 1 質問序の理由説明書及び補充理由説明書を基に、当審査会事務局にて作成した。

2 質問序が、新たに開示することとしている、文書1の①ないし⑤、⑦及び⑨ないし⑭、文書2の⑦ないし⑩、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳及び㉑

並びに文書3の⑫、⑬、⑮、⑯、⑳、㉗、㉘及び㉙は記載を省略した。

3 審査請求人が審査請求書において、開示を求めないと解されるハローワークシステムの担当者IDに係る文書2の⑪、⑬、⑭、⑯、⑰、⑲、⑳、㉑、㉓、㉕、㉖、㉙、㉚、㉛、㉜及び㉞並びに文書3の㉕、㉗、㉙、㉛、㉝、㉞、㉟、㉠、㉢及び㉣は記載を省略した。